

## 平成27年度第3回日進市障害者自立支援協議会議事録

日 時 平成28年2月1日（月）14時30分～17時00分

場 所 日進市図書館2階大会議室

出席者 20名

手嶋雅史、長谷川了示、山田華三、林和子、立川有美、廣井香代子、宮田恒治、伴律子、神谷真里、興相精視、田中美保乃、伊藤宣子、山下友彦、熊谷豊、木村誠子、山本かおり、山本みね子、飯島聡子、佐野拓雄、竹内亜希子（順不同）

欠席者 4名 川上智宏、長谷川厚、田中一男、梶浦慶子

アドバイザー 川上雅也（尾張東部圏域アドバイザー）

事務局 水野隆史（地域福祉課長）、柏木晶（同課長補佐）、久野倫太郎（同主任）

川本賀津三（介護福祉課長）、祖父江直文（同主幹）、松浦理早（同課長補佐）、小塚佳子（同係長）、堀之内美奈子（障害者相談支援センター長）、伊藤優子（相談支援専門員）、山歩美（相談支援専門員）、西岡きくの（相談支援専門員）、満田健人（相談支援専門員）、山本博子（相談員）、町野睦子（相談員）、山田紀子（相談員）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有り（3名）

### 議 事

あいさつ

#### 1. 情報提供

#### 2. 議 題 (1) 専門部会のとりくみ状況について

(2) 日進市障害福祉計画の評価について

#### 3. その他 (1) 移動に対する支援について

(2) 日進市における障害者差別解消法のとりくみについて

(3) その他

事務局（センター）	定刻の時間になりましたので、平成27年度第3回日進市障害者自立支援協議会を開催いたします。 本日、4名の委員から、欠席の連絡をいただいています。 本協議会は、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条により、会の成立には半数以上の出席が必要となっており、現在20名の出席をいただいていますので、本日の会議は成立します。 それでは、会長から、ごあいさつをお願いいたします。
会 長	みなさんこんにちは。今日は第3回ということですが、障害者差別解消法という言葉が大きく聞こえてきていらっしゃるのではないのでしょうか。2000年の基礎構造改革の流れから約15年経ったわけですが、みなさん方自身もわかりにくい法律の改正が目まぐるしく行われています。一

事務局（センター）	<p>一つ一つ丁寧に解釈しながら地域の障害福祉のあり方を検討してきましたが、最後の切り札となる法律が春から施行されるということでございます。それも自立支援協議会ですぐに何かが変わるというわけではないと思いますが、変革についての視点をしっかり理解し合いながらやっていけたらと思います。</p> <p>2013年に障害者差別解消法は制定されていますが、障害があり車いすを使用している人がレストランで自分が予約をしていたが、行ったらたまたまエレベーターが止まらず従業員が抱き上げていくことも難しいというやりとりが、インターネット上で炎上し、レストラン側が悪いとか、障害のある人がやり過ぎだというやりとりが大きくなるということなどがありました。この法律ができたときに、あちらが悪い、こちらが悪いと言う議論で終わるとするのは少しさみしいなと思います。誰がということではなく、皆で良くしていくという発想を視点の一つにおきながら、さまざまな改革に取り組んでいけたらと思います。</p> <p>ありがとうございます。次に議事に入る前に、本日の会議資料について確認します。－資料確認－</p> <p>本日の会議の傍聴について、現在3名の方の傍聴申し出があります。入室を認めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>傍聴者をお通しします。（傍聴者入室）</p> <p>傍聴の皆様には、会の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会長、会の進行につきまして、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>では、尾張東部圏域アドバイザーに出席いただいておりますので、国や県、圏域の動向について情報提供をいただきますようお願いいたします。</p>
アドバイザー	<p>愛知県「アドバイザー会議」（1月28日開催予定）詳細な報告は、今後、行います。</p> <p><b>【第4期愛知県障害福祉計画での成果目標】</b></p> <p>第4期愛知県障害福祉計画において、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設から一般就労への移行について、成果目標を設定しているところです。愛知県障害者自立支援協議会において、『精神障がい者の地域生活移行の推進』を重点課題として活動しております。昨年度は、「グループホーム」の設置増加です。</p> <p><b>【『精神障がい者の地域生活移行の推進』取り組み状況】</b></p> <p>◎「精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修」（愛知県精神保健福祉</p>

センター主催)、第1回:平成27年10月6日、第2回:平成28年2月16日~17日、保健所や相談支援センターに集まっていた。核になる方から圏域ごとに集まっていた。

◎アンケート実施「精神障がい者の地域移行支援の支給決定状況について」愛知県自立支援協議会「地域移行推進部会」で検討を進めていく中で、「精神障がい者の地域移行について、利用実績が少ないと言われているが、愛知県内の各市町の精神障害者の地域移行支援については、必ずしも個別給付(地域相談支援)に抛らなくても、地域では実績があるのではないか」との意見があり、先日、各市町村・市町村相談支援センターあてに調査を行い、2月にそのまとめを行う予定です。また、報告をします。

#### 圏域内の動き

【豊明市】事業誘致の補助金の実施の方向で検討が進められ、来年度、障害福祉計画の推進に向けて2種類の補助金事業を創設するよう準備を進めています。

- ・新設事業所開設を対象にした補助金、
- ・実績が少なく計画未達成の事業の定員拡充を対象とした人件費補助の2点です。

現在要綱制定や制度設計を行っているところです。

【瀬戸市】1月4日より瀬戸市役所内に『福祉総合相談窓口』がオープンしました。瀬戸市では、少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、障害や介護、さらには経済的な面などで複合的な悩みを抱える方々が増え、これまで単独の支援機関だけではなかなか解決に至らないケースもありました。これらを受け、こうした方々をサポートするうえでは、まずはじっくりお話を伺い、いわゆる「相談支援」の役割が非常に重要と考え、新たな取り組みのひとつとして、「縦割り」や「たらい回し」のない窓口を目標に、「障がい者相談支援センター」、「基幹型地域包括支援センター」、「(生活困窮者対応)仕事・生活自立相談窓口」という3つの支援機関をまとめて配置した「福祉総合相談窓口」をスタートしました。「福祉総合相談窓口」は、市役所だけでなく、社会福祉協議会やNPO法人が連携して運営する、これまでの市役所になかった新しいスタイルの窓口です。ワンストップ窓口として有効に動き始めている。

#### 障害者差別解消法について

2016(平成28)年4月から障害者差別解消法が施行されます。

国の行政機関・地方公共団体等は、不当な差別的取扱いの禁止、障害者への合理的配慮が法的義務になる。民間事業者は、不当な差別的取扱いの禁止、障害者への合理的配慮が努力義務になる。

努力義務をどの程度やっていくのか、イメージが難しいため労働局やハ

ローワークと勉強会を重ねている。

障害者差別解消法では、行政機関等の職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するために、国が定めた基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応要領」を作成することとされています。地方公共団体の策定は努力義務。

この「対応要領」は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものです。なお、愛知県障害者差別解消推進条例では、県の機関に「対応要領」の策定を義務付けています。

#### 【国の動き】

「厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進」として厚労省のホームページに、厚労省が実施する施策が掲載されています。

「障害者差別解消法に基づく対応要領・対応指針について」、各事業者向けガイドラインでは、「福祉事業者向けガイドライン」、「医療関係事業者向けガイドライン」、「衛生事業者向けガイドライン」、「社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン」の4つのガイドラインが策定されています。内閣府では、「合理的配慮等具体例データ集」というサイトを作成し、たくさんの事例をあげています。ご参考にしてください。

公益社団法人日本図書館協会では、「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」が出されました。全国のすべての図書館と図書館職員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備を通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組むことを宣言する。

#### 【愛知県の動き】

平成27年12月18日、愛知県12月定例議会において、142号議案「愛知県障害者差別解消推進条例」は全会一致で、可決成立しました。愛知県の条例は、全国の自治体で17番目の制定となります。本条例の目的にも掲げられているように「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のためのスタートです。この条例の制定までには紆余曲折がありました。

「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」（差別解消法のもとでもある「障害者権利条約」は、“Nothing about us without us”「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」をスローガンに、愛知県が当事者団体などへのヒアリングもなく、「勝手に」提案をされたことに反発。その後、真摯な対応をもとに制定されたという経緯があったということです。

#### 【長久手市】

<p>会 長</p> <p>事務局（セ</p>	<p>愛知県の「専門アドバイザー派遣事業」を利用して、長久手市のお世話により「障害者差別解消法に関する講演会」を開催します。講師は手嶋雅史氏（愛知県障害者相談支援スーパーバイザー）、平成28年2月16日（火）午後1時30分から、長久手市文化の家光のホールにて。どなたでも参加可能です。</p> <p>障害者総合支援法施行3年後の見直しについて、論点となっていたものについて、対応などが徐々に示されてきています。</p> <p>◎「一人暮らしを進め、グループホームは重度者向けに」について、検討委員会の委員さんも発言しているとおり、「グループホームから軽度者を追い出すことありきではいけない」とクギを刺しました。一人暮らしの軽度障がい者の支援については、国が重点課題といている「地域生活支援拠点」での支援を視野に入れているようです。</p> <p>◎高齢の障害者に対する支援の在り方についての論点としては、利用者負担金の問題（障がい者は93%が負担金ゼロ）、また、65歳になると介護保険優先になること。これまで厚労省は、一律に介護保険に移すことのないよう自治体に通知を出しているが、実際には65歳を超えて介護保険への移行を余儀なくされ、自己負担が急増するいわゆる「65歳問題」が発生。これを不服とした障害者が市を相手どって裁判を起こす例も出てきた。これに対し、厚生労働省は1月20日、65歳以上の障害者が介護保険サービスを受ける際に支払う利用料について、減免措置を行う方針を決めた。今国会に提出する障害者総合支援法の改正案に盛り込み、成立すれば2018年度から実施する。</p> <p>選挙権年齢の18歳以上へについて、「特別支援校でも有権者教育を…」千葉県習志野市八千代市の選挙管理委員会が、選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴う有権者教育を、県立八千代特別支援学校で行うため準備を進めている。有権者教育は普通高校での実施例はあるが、知的障害者らが学ぶ特別支援学校では珍しい取り組み。</p> <p>4月以降に行う本番を前に、選管の職員が同校教職員の前で予行演習を繰り広げた。「生徒が理解できる内容にしたい。気付いたことを教えてほしい」（習志野市選管）と、教職員約80人を集め、本番を意識した流れで行った。愛知県では1月26日に普通高校に向けての教育委員会主催でフォーラムを開催した。特別支援学校での取り組みは未定であるようで、検討をお願いしています。</p> <p>ありがとうございました。川上アドバイザーには、適宜アドバイスをお願いしたいと思います。次に、議事に入ります。</p> <p>議題1.専門部会の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>専門部会については、前回11月以降、現在まで、1回ないし2回の部</p>
-------------------------	--

<p>ンター)</p>	<p>会を開催しています。現在の取り組みの状況をしていただき、いろいろな角度からのご意見がいただければ部会に持ち帰り、検討を進めたいと考えています。では、各部会の事務局からご説明します。</p> <p>ケアマネジメント部会について。</p> <p>居住の場の確保についての勉強会の一環として、12月にグループホーム見学の報告と意見交換を行った。そこでは、グループホームの施設は必要だが、軽度の障害のある方が地域で暮らす環境を整える必要がある。地域で暮らすとはどういうことか、子の将来の生活をイメージして、できるだけ早いうちから保護者と子、支援者が課題に取り組んでいけるようにしたいなどといった意見が出された。</p> <p>課題の検討については、事例検討で整理してきた課題と、事業所から困りごととして出た課題が、障害者基本計画、障害福祉計画にどのようにリンクしているかを整理した。「場」、「人」、「理解・啓発」、「制度やサービスの検証、検討」、「当事者や家族の活動」他が議論になり、傾向として、地域生活を支えるための「人材育成・確保」に関することは、他の課題にも関連して挙がっている。さらに先週、第6回部会を行ったので追加報告させていただきたい。結論としては、地域で生活していくための支援に必要な「人材育成・確保」を取り上げて進めて行こうということになった。</p>
<p>事務局（センター）</p>	<p>権利擁護部会について。</p> <p>障害者差別解消法について、市が職員対応要領案を作成し、市職員向け研修を企画した。手嶋先生に講師を依頼し、内容について部会で検討を行い、市と共催で開催した。部会員にも学習の機会ともなった。参加者80名ほどだった。</p> <p>課題の検討について、障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、継続的な周知啓発を検討していく予定。今後、一般市民向け、事業所職員向け等、対象を広げて周知啓発の方法を検討することになる。</p> <p>災害時支援や障害理解のためのツールとして、「要援護者の避難所生活～支援者向けサポートブック」の周知方法や活用方法について検討していく予定。市のホームページにも掲載予定。</p> <p>就労部会について。</p> <p>取り組んできた内容は、大きく2点あり、企業向け、保護者向けのそれぞれ周知・啓発を目的としている。継続して取り組んでいくと、他の課題への取り組みが行えないことが、就労部会としての課題となっている。</p> <p>具体的には、①機関紙「チャレジョブ日進」（資料参照）の原稿作成や企業訪問、編集などを誰がどのように継続していくかについて。②特別支援学校高等部と地域の特別支援学級の保護者を対象に行った「進路説明会&amp;相談会」や「事業所見学ツアー」の仕組みづくり。地域の特別支援学級</p>

	<p>の先生の参加が授業を受け持っておられるため難しい状況であること。</p> <p>子ども部会について。</p> <p>市内障害児関係福祉事業所の事業所交流会を開催した。今後、利用者への一貫した支援のため必要な連携強化について、交流会の中で方向性を決め、取り組んでいくこととしている。</p> <p>当事者・家族のニーズをかんがみて、市内関係機関が連携をとり、障害のある子どもとその家族を含めて切れ目なく支援していけるよう、課題の絞り込みを行っている。大きな課題として、以下の二点が挙げられている。講演会やセミナーなどを開催すると、保護者や支援者の方の参加が大半であり、障害福祉関係以外の方の一般の方から参加がいただけないこと、将来の就労に向けて幼少期から継続して支援していく必要があるが、保護者への支援や支援者の意識向上などといったことにどのように取り組んでいけばよいか。</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、各部会から、協議会の委員の皆さんからのご意見をいただきたいということですが、少し時間をとって意見交換でもできればと思います。意見、または、感想でも構いませんので、いかがでしょうか。障害者自立支援協議会は障害福祉計画を視野に入れて行われている。例えば、ケアマネ部会では2012年に障害者総合支援法が施行され、その中で付帯決議が行われたが、重度障害のある人や高齢者の居住の場の確保と施行から3年後の見直しについて付帯決議に盛り込まれており、先月見直しについて社会保障審議会より報告書が出てきた、日進市の方もそれに見合った形で見直しをすすめていくことになると思う。</p> <p>－質疑応答－</p>
会 長	<p>ケアマネジメント部会について、地域生活のための支援についていろいろな議論があった。軽度の障害のある方も含めてというのが1つポイントになる。委員どうでしょうか。</p>
委 員	<p>うちの子は24時間体制のところに住んでいる。日進の中のグループホームにおいて、法人によって在り方が異なるが、行き場のない子の問題について身近な話題になっているが、日進全体としてはどうなのか。個人的には児童デイ等も盛んだが、そこでの交流やグループができると思うが、そこから軽度の障害のある子たちの支援が成り立っていくのではないかと。自然の成り行きのグルーピングから生活が見えてこないか。また、各事業所の支援目標の進捗状況についてはどうなのかが気になるところ。</p>
会 長	<p>日進市のこれからの考えると非常に重要なテーマ。第4期障害福祉計画との関連の中で地域生活拠点という言葉が出てくる。今後日進市がどう考</p>

<p>委員</p>	<p>えて行くのかは、今後、生活の居住の場の確保として重要。</p>
<p>事務局（地域福祉課）</p>	<p>地域生活支援拠点とはどういったものですか？</p> <p>具体例は示されていないが、モデルとして5つの機能を整備することになっている。居住の場の確保、相談支援体制の確保、コーディネート、地域生活体験事業、緊急時に確保できる居場所を1カ所で整備することが1つの形。もう一つは面的整備、つまり市内圏域もしくは広域で各機能を連携して行っていく形。日進市では面的整備を進めていく予定。具体的にはケアマネ部会で検討していけたらと思っている。</p>
<p>委員</p>	<p>実際に現場でやっていることを一つにまとめたこと、というイメージだと思う。それを目に見える形で整備していくことだと理解した。精神保健の立場からいうと、日進市には精神科で入院できる病院がなく、地域移行と一緒に考えると、入院から地域に移る際に生活の練習をすることはとても大変なので、課題もある。医療機関があれば計画的に進めていけるが、そうでない以上相談支援が担っていく役割は大きい。実際の地域移行が進んでいくと、本当に地域の力が必要とされる。地域移行支援事業がどう評価されているのか分からないが、相談支援事業の充実が医療の現場からは必要だと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>何か一つのものを作れば解決する、と言うことではなく、複合的に整備していくことが必要ということ。知的障害のある方だと親亡き後の整備が必要。グループホーム、ケアホームを一つにしようというのが障害者総合支援法で出てきたこと、そうなると地域で生活を支える場が少なくなってくると言う不安の声が上がっている。国は居住確保についてどんな方法があるか、一切示していない。国は昨年、県や市に無理矢理、障害福祉計画に地域生活支援拠点について盛り込むようにと指示を出した。一つは今ある物を活用する方法、すなわち面的整備をしながらコーディネーターが整備する、というもの。もう一つは小規模の入所施設をつくること。それを拠点整備と言う。日進市は面的整備を進めて行くということ。</p>
<p>アドバイザー</p>	<p>地域の中で不足していることは何か、ということ。国が描いたモデルの中に一つでも足りないものがあると地域では暮らせない。知的障害のある人の親の中には入所施設信仰がある。それは地域生活の支援体制が整備され切っていないから。風邪をひくとご家庭で過ごすことになる、事業所からは帰される、これでは地域福祉ではない。日進市では積極的に進めているが、まだ不安はいっぱいある。</p>



会 長	どこの地域にも困っている例はある。まさに協議会でお一人ずつの意見を挙げていただくことで、課題解決に結び付けて行きたい。説明が足りないと言うのであればわかるように説明を工夫することが大切。権利擁護部会について、障害者差別解消法の理解啓発について、事業所職員の勉強会から、市民まで順次、広げていきたいという動きになりそうですが、この会からも、ご意見があれば、いかがでしょうか。部会の方からでもいかがか。
委 員	意見と言うか希望だが、市の職員の研修を行ったとあるが、小中教職員の方々にも周知啓発を行う機会を設けて頂きたい。
事務局（地域福祉課）	障害者差別解消法の研修を先日、市の職員向けに行った。研修の前段で、職員要領を作って調整する中で、学校教育課とも調整を行っている。市内の小中学校にもそこから周知をしてもらえることになっている。校長会を通じて案内している。まだ、具体化はしていないが、学校教育課で教職員向けの研修を行っていくという案も出ている。
会 長	委員、その提案の背景は？
委 員	特別支援級の児童らに対して担任から行動制限のような提案があったりして、おそらく担任個人の意見だとは思いますが、障害差別にあたるようなニュアンスの発言が聞かれて悲しい思いをしたという声を聞く。
会 長	特別な条件を付けられたと言う思いがあつての発言であつたということでしょうか。
アドバイザー	文科省から合理的配慮についての文書が出され、その報告に「学校の先生は保護者から合理的配慮ってなに？」と聞かれた時に「ん？」とならないようにと対応要領が出ていた。それを受けて、学校の先生に県から説明があつた。ただし、その言葉が末端までいっているかという疑問。
会 長	委員何かご意見は。
委 員	課題の検討の2番目に上がっている要援護者の避難所生活支援者向けサポートブックの活用方法が課題に挙がっているが、成年後見センターも一緒に考えて行って案が出せると良いかと思った。
委 員	いくつかの専門部会を通して、個人的な感覚としては子どもの事について気になっている。ピアカウンセリングとは近い年代の仲間というイメージ

	<p>ジがあるが、上級生と下級生がピアカウンセリングを行うことも有効だということを耳にしたことがある。下級生の子どもの方で気づかなかった視点について、他の部会からアドバイスができることがあるのではないかと、新しい視点から解決していくことが必要だ。また、ひきこもりの青年の支援をしていると色々苦労やトラウマがある。大学等に入っても悪いグループがあって、それにショックを受けて大学中退してしまった事例がある。そうした子から体験談を聞くと言うのも、子どもたちだけでなく保護者にも有意義なのではないか。やはり教育の機会と言うのはいろんな面である。教育と言うのは短いスパンでなく長いスパンでやるものという考えが大事。仮に就職できたとしても長続きしないようでは意味がない。その前にどういう教育を受けて、対人関係を学んできたかが大事。</p>
<p>アドバイザー</p>	<p>今のご意見は就労支援をどうするかということですね。上下関係、先輩の言葉と言うのは大きい。聞いた本人も話した本人にも有意義。職員から教えてもらうだけではよくない。ひきこもりについても、昔は支援体制がなかったが、働く場所、住む場所、余暇、ヘルパー等つないでいくことが大事だと言うのが今の福祉的な視点。そういう意味では福祉的視点というところが重要です。</p>
<p>会長</p>	<p>就労部会について、これまで部会で作ってきた仕組みを部会だけで継続していくのでは、次の課題に取り組んでいくことが難しくなっているということですね。せっかく作った良い仕組みを継続していくために、何かいい方法、アドバイスがあれば、助かるということです。いろいろな立場の方がいらっしゃるので、気軽に発言いただければ、ヒントにすることができるかもしれません。</p> <p>「機関紙」の継続について、「進路説明会・相談会・事業所ツアー」の継続についていかがか。</p> <p>地域の学校の先生の参加について、難しいところがあるかと思うが、学校関係の委員がご欠席ですので、この件は、別の機会にご相談いただくことでよろしいでしょうか。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>なにかございませぬか。</p> <p>グループホームを作って作業所に通いたいと言う希望がある。そうなるとう重度の障害のある方しか入れないグループホームばかりになっていくのではないかと、そうではなく親亡き後も支えていけないか、軽度の障害のある方でも利用できるグループホームが必要ではないかどうかならないかと考えているところ。どんどん保護者の高齢化が進んでいる。</p>

会 長	就労よりもまずは住まいが気になるということですね。チャレンジジョブ日進についてはどうか。
委 員	平成27年度からこの会に参加しているが、去年就労等体験の話がうちの事業所に合った。事業所に障害のある人を受け入れる体制が進まない現状があった。内部で体験を受け入れ依頼されたが、障害のある人に何をしてもらったらよいかわからなかった。そこで本人と面談する前に色々聞き回って勉強したが、なかなか具体的な意見が出なかった。結局パソコンを1ヶ月間お願いした。職員もつきっきりで指導し、1ヶ月が終了したが、あらためて断られた。終了後、内部でも疲れたと言う思いがあった。受け入れたいと言う気持ちはあるのに、うまくいかないという現状がある。そういう企業がたくさんある。就労の人事制度はできたが受け入れ側の体制がなにも整っていない。そのあたりの勉強会をやらしてもらえるとありがたい。
委 員	昔、グループホームのうち地方公共団体がバックアップ施設でないといけないと学んだが、今はどうなっているのか、現状を教えてください。保護者が集まってグループホーム立ち上げができるものなのか？
委 員	今は地方公共団体のバックアップがなくてもできるが、法人格でないといけない。株式会社や有限会社でも可能。入所施設等のバックアップ施設があった方がより安心。ただし人員体制などの課題もある。
会 長	見学ツアーの件についても、何か意見があればいかがか。 では、子ども部会について、幼少期から将来の就労、あるいは、地域で生活していくためには、継続的な支援が大切ですが、各ライフステージで、保護者と支援者がどのように取り組んでいくといいかということになりますでしょうか。この点についていかがですか。
会 長	障害の理解・啓発などの講演会や勉強会に、一般の方の参加が少ないということですが、ご意見ありますか。
委 員	我々は地域のことしかわからない。地域の方の理解を得ないと進めないことが多い。例えば子どもに対しても預かり方が分からない、どういうふうに接したらよいのかと一歩引いてしまう。そうした地域住民への周知啓発をしてもらえるとありがたい。地域の理解がないとどの方も住みにくいと思う。
会 長	いろんな地域があるが、これまでの経験の中で地域への理解についてご

委員	<p>意見をいただけますか。</p> <p>研修会をやっても一般の方が少ないというのはこれまでも感じてきたこと。1回やって良しとするのではなく、繰り返し粘り強くいろんな機会を設けながら普及していくことだと感じる。とにかく継続をしていくことが大事。</p>
会長	<p>壮大な課題ではあるが、継続してやっていくことが大事だと思います。</p>
アドバイザー	<p>就労について。就労準備型というのを放課後等デイサービスで始めた。いろんなスキルを身につけさせる中で学ぶことが多い。生活準備型＋生活スキル向上型というのが今いろんなところでできている。学校から言われると言われっ放しだが、うちの事業所がセカンドオピニオンになっているという所は大きいと思った。そうした面で関われるというところで、セカンドオピニオンの的に使われるのも良いかなと思った。利用者たちが保育園に入って雑用係をする中で、こういう大人もいるんだと園児たちも学べし、本人たちや我々も学んでいるところです。</p>
会長	<p>全体を通して、各部会でいったん、形にしたものを継続していくことが大切なのはもちろんですが、どのように、継続させていくのかが、今後の共通の課題だと思います。では、いただいた意見を部会に持ち帰っていただき、進めてください。</p> <p>議題の2 障害福祉計画の評価についてに移ります。</p> <p>前回、市から説明がございました計画の評価について、平成28年度からはこの協議会で、委員の皆さんが、前年度の実績の評価を行うこととなります。今年度は、そのための演習的な意味で、見ていただくこととなっています。事務局に伺います。前回のご説明の後、何かご意見、ご質問はございましたか？</p>
事務局（介護福祉課）	<p>ありません。</p>
会長	<p>市の事務局では、計画策定の段階から関わっていらっしゃらない委員が多い中、どう評価作業を進めるとよいのか、今回、評価のデモを実際にやっていただき、どのような資料や説明があったら、皆さんが評価しやすいのかなど、工夫していただいているということです。事務局から説明いただけますか。</p>
事務局（介護福祉課）	<p>会長からご意見をいただいて評価シートをシンプルにわかりやすく変更しました。評価シート（案）の、計画で設定した目標のうちの⑥社会資源</p>

	<p>の充実を例にシートを作成しています。成果目標に対応した成果指標を示し、計画期間の予定を含めて各年度の状況がわかるように記載しています。分析評価については各目標・指標に対応するように記載しています。見込みと実績を参考に、利用量を算出しています。協議会の委員には、この分析評価について意見をいただき、改善提案としてまとめていきたいと考えています。</p> <p>来年度から計画期間の評価をしていくため、シートを中心に、参考資料として実績を一緒に掲示させていただく。</p> <p>このほかに、こういった資料があればわかりやすいとか、事業に関する説明が必要とかであれば、用意します。</p> <p>ただいまの説明のように、それぞれの目標に対してそれぞれの項目が対比した流れでまとめていただいている。それぞれの状況と、市が自己評価した内容とを照らし合わせて、委員の皆さんから、意見をいただくことになりませんが、いかがでしょうか。または、意見を出すにあたり、もう少し、この辺のことが知りたいとかありましたら、ご質問いただいてもよいと思います。</p> <p>成果指標の項目の一つに移動ボランティアと障害当事者をコーディネートする仕組みづくりの検討ということで目標があります。平成27年度に調査、平成28年度に検討、平成29年度に実施をする予定であると。市の分析評価では、国の進み具合を注視しながら、必要な調査が必要とのことで、市としてはしっかり調査が必要だと考えているとしている。意見としては、私の事業所で調査をしっかりしたいのだけれど、その予算はいただけるのかとか、どのように調査をするのか、どのように公表していくのかといった質問が出てくると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>いろいろなご意見をいただければと思います。</p>
<p>事務局（介護福祉課） 会 長</p>	<p>それぞれの専門性から、積極的なご提案をぜひいただければと思います。今後の計画の評価について、今日出されたご意見等を参考にさせていただき、進めていきたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>協議会で改善の提案がなされた場合について、数値目標が修正されるかどうか、障害福祉計画の継続課題にするとか、そういったことに今後なっていくますか。改善提案がなされた場合どう対応なさいますか。</p>
<p>事務局（介護福祉課）</p>	<p>障害福祉計画で設定した見込みに達していないということであれば何か原因があると考えます。こういった方策があれば効果があるといった提案をいただいて、改善に向けていき、予算がかかるものなど期間内ではでき</p>

	<p>ないこともあるので、次期の計画に課題として残すということもあるかと思ひます。また、例えば、ここを少し変えれば効果が上がるということがあれば、次年度取り組んでいく。見込みの数値がこうではないということもあるが、実際に状況の変化によって見込みの量が変わってくるということもあるので、見直していくかどうかというのは今後評価を行う中で考えていくことと思ひます。</p>
会 長	<p>具体的に取り組んでいかないと達成できないので、皆さんのお知恵を借りて取り組んでいければ、市の担当も見合った予算をとということをしていくことができると思ひます。私たちがしっかり意見を挙げていくことがスタートになると思ひます。やるために積極的に意見を挙げていければと思ひます。事務局から何か補足説明などありますか。</p>
事務局（介護福祉課）	<p>実際評価は平成 27 年度から平成 29 年度ですので、平成 27 年度の評価を来年度行っていきます。この方法で評価をしていくということであれば、来年度以降で実際の評価を行っていきます。事前に資料をまとめ、第 1 回の協議会でご意見をいただいた後、第 2 回目の協議会で頂いた意見をまとめたものを皆さんにお渡しできればと思ひます。</p>
会 長	<p>6 月までに資料が皆さんのもとに届くというイメージで、皆さんコメントをしっかりと書いていただいて、第 1 回目の協議会で意見を頂いて、7 月ごろから次の年度の計画が始まってまいりますので、根拠となるような意見をしっかりといただければと思ひます。</p>
事務局（介護福祉課）	<p>福祉に関わる予算は増加しているので増額だけではなく、この事業を見直せば予算が削減でき別の事業が展開できるのではといった意見もいただきたい。わかりづらいことがあれば随時聞いてください。</p>
会 長	<p>それでは、これで議事を終わります。 本日は、活発なご議論を頂き ありがとうございます。 これ以降は事務局にお返しします。</p>
事務局（センター）	<p>会長ありがとうございます。 次第その他(1)「移動の支援について」、介護福祉課から説明があります。</p>
事務局（介護福祉課）	<p>タクシー料金助成の見直しについて報告をさせていただきます。 より移動に困難がある人の支援となるようにリフトタクシーの利用促進などタクシー料金助成の見直しを検討してきました。今までいただいたご意見や基本方針・調査を踏まえて、見直し案を次のように考えました。</p>

	<p>対象者は、リフトタクシー用が身障者手帳（下肢・体幹）1～3級、普通車用が現行通り。利用方法は現行と同じチケット方式で1回の利用枚数は1乗車1枚としました。助成内容は、リフトタクシー用は一乗車2,000円を上限に月1回の往復を想定した24枚分、普通車用は一乗車650円を上限に月2回の往復利用を想定した48枚分としました。普通車用は初乗り料金相当を上限額としています。</p> <p>昨年度からタクシー料金助成の見直しについて、ご意見をいただきながら検討してきましたが、今回が協議会へ報告する最終となります。今回のご意見を受けて、最終的に市で見直しを決定していきますので、ご意見などあればよろしくお願ひします。</p>
事務局（センター）	<p>ご意見がないようですので、次へ進みます。</p> <p>その他（2）「障害者差別解消法の取り組みについて」 地域福祉課から説明があります。</p>
事務局（地域福祉課）	<p>職員研修については既に説明があったため省略させていただく。具体的な対応について今後研修などで教えてほしい、懲戒処分についてどういった扱いになるのかという意見があった。対応要領についてぜひとも意見をパブリックコメントとしていただければと思います。</p> <p>障害者差別解消法のパンフレットが国から示されておりますし、日進市独自の周知用のパンフレットを作成し、市内各施設に配りたいと考えております。</p>
委員	<p>地域単独での協議会は設置する予定はないでしょうか？</p>
事務局（地域福祉課）	<p>障害者政策委員会にその機能を持たせる予定です。</p>
委員	<p>不当な差別的な扱いではないかという事例については、政策委員会で検討していくことになりますか。</p>
事務局（地域福祉課）	<p>その通りです。</p>
委員	<p>事例を吸い上げる仕組みについてはどうなりますか。</p>
事務局（地域福祉課）	<p>相談体制を考えており、まずは地域福祉課が相談窓口になり、政策委員会に吸い上げていくという形を考えております。</p>
委員	<p>窓口の広報についてはどうされていきますか。</p>

事務局（地域福祉課） 委員	<p>今後具体的に考えて行く。</p> <p>保護者さんからそういった話を聞く機会があり、どこに訴えていったらよいのかという対策がなかったため、今後体制が整っていくとよいと思います。</p>
事務局（地域福祉課）	<p>ぜひ相談体制を整えていきたい。</p>
事務局（センター）	<p>その他連絡事項について、チラシの案内          発達支援セミナー（3/12）、差別解消法研修（2/16）、「やさしい街で暮らし続けたい」（2/6）</p> <p>今年度の自立支援協議会は本日が最後になりました。</p> <p>次回は、6月頃を予定しています。委員の皆さんの委嘱は29年3月までの2か年をお願いしていますが、異動等で交代がある場合は、センター事務局あてに、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>第3回障害者自立支援協議会を終了します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（17時00分終了）</p>